

厚生労働省
東京労働局発表
令和8年6月2日

担当	東京労働局労働基準部 監督課長 篠田 雅史 主任監察監督官 國府田 純一 電話 03 (3512) 1612
----	---

「技能実習法に係る関東地区地域協議会（第9回）」を開催します

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）に基づき、労働基準監督機関、出入国在留管理機関を始めとした国の機関と地方公共団体の機関、外国人技能実習機構等が相互の連携を図り、地域レベルで情報共有等を図ることを目的として、下記のとおり「技能実習法に係る関東地区地域協議会（第9回）」を開催します。

記

- 開催日時：令和8年6月16日（火）13:30～15:30
- 開催場所：九段第3合同庁舎11階 共用1-1、1-2、1-3会議室

（東京都千代田区九段南1-2-1、別添案内図参照）

- 協議会構成員：別紙1のとおり
- 協議事項等

- ・関東地区における技能実習制度の現状、課題等
- ・関東地区における令和8年度の技能実習制度適正化のための取組方針等

※ ハイブリッド形式（会場とオンライン）で開催します。

※ 本協議会は、個別事案等への言及も考えられることから、非公開での開催となります。

なお、資料については、後日、一部を除き、東京労働局のホームページで公開する予定です。

- 取材の申込み等：別紙2のとおり

地域協議会構成員

都道府県労働局	東京労働局、茨城労働局、栃木労働局、群馬労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川県労働局、新潟労働局、山梨労働局、長野労働局
地方出入国在留管理局	東京出入国在留管理局
地方農政局	関東農政局、北陸農政局
地方経済産業局	関東経済産業局
地方整備局	関東地方整備局、北陸地方整備局
地方運輸局	関東運輸局（整備課・安全環境部）、北陸信越運輸局
都道府県	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
都道府県警察本部	茨城県警察本部、栃木県警察本部、群馬県警察本部、埼玉警察本部、千葉県警察本部、警視庁、神奈川県警察本部、新潟県警察本部、山梨県警察本部、長野県警察本部
外国人技能実習機構地方事務所	東京事務所、水戸支所、長野支所

(参考)

●外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成 28 年法律第 89 号) (抄)
(地域協議会)

第五十六条 地域において技能実習に関する事務を所掌する国の機関は、当該機関及び地方公共団体の機関その他の関係機関により構成される協議会（以下この条において「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の地域協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 地域協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その地域の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前各項に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

取材について

- ・ 非公開の会議となることから、冒頭（東京労働局長及び東京出入国在留管理局長挨拶）のみとさせていただきます。
- ・ 取材関係者の皆様は、会場にお越しいただき、議事開始前に退出をお願いします。カメラ撮りも同様とさせていただきます。
- ・ 取材を希望される場合は、6月9日（火）12時までにお名前、勤務先、連絡先を下記問い合わせ先まで登録願います。

<問い合わせ先>

厚生労働省 東京労働局 労働基準部 監督課：亀山・田村

T E L : 03-3512-1612

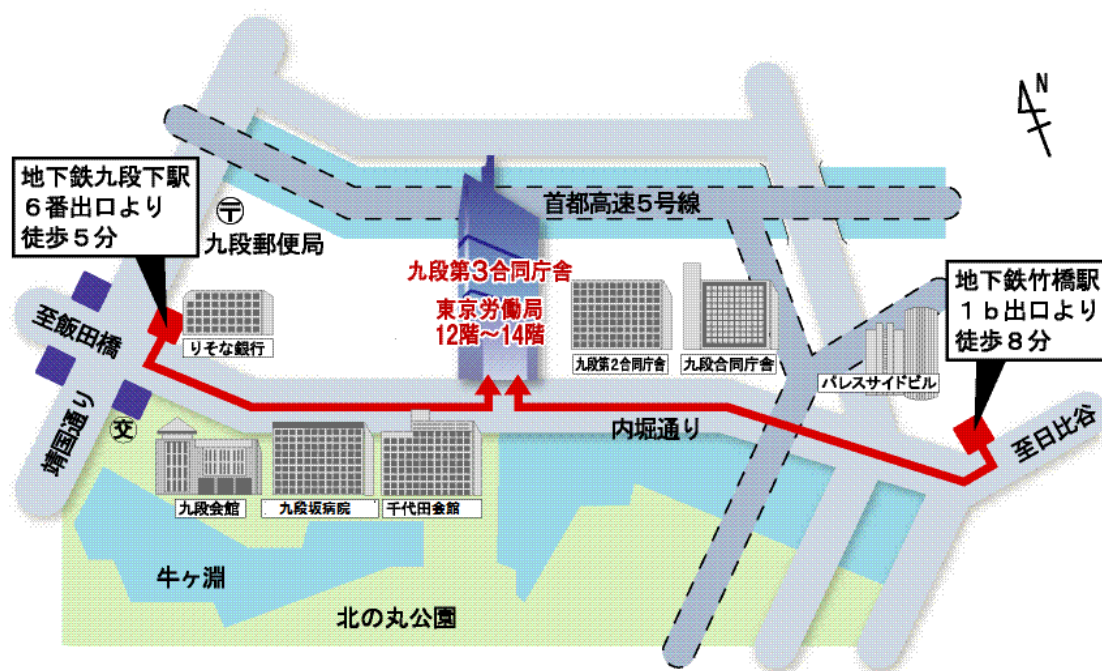
メール：kantokuka-tokyo9■mhlw.go.jp

※ お手数ですが、■を@に置き換えて御利用ください。

東京労働局 九段第3合同庁舎

東京メトロ東西線・半蔵門線 都営地下鉄新宿線 九段下駅下車 徒歩5分

東京メトロ東西線 竹橋駅下車 徒歩8分



[駐車場の利用について]

当局専用の駐車場はございませんので、来所の際は公共交通機関を御利用ください。

(九段第3合同庁舎の来館者用駐車場を利用される場合、入庫から30分を過ぎると駐車料金が発生します。)